

2020年12月5日

## 仙台高裁判決（3/12）の評価 ＋東電主張（千葉意見書ほか）の問題点

弁護士 米 倉 勉

### 判決の積極面・大きな前進

#### 1 被告の悪質性を認定

- ・津波による全電源喪失の予見可能性を認定。
- ・被害者にとって、被告の対応の不十分さは「痛恨の極み」

#### 2 損害の分析・解明の深化と発展

##### （1）慰謝料項目の明確化・拡張（3種類の慰謝料）

###### ①避難を余儀なくされた慰謝料

- ・「危険（=被ばく）に直面」し、避難を強いられた精神的苦痛

###### ②避難生活の継続による慰謝料

- ・避難がもたらす苦痛=日常生活阻害（不安・不自由・不便）
- ・中間指針による「避難による精神的苦痛」（月額10万円）

###### ③故郷喪失・変容慰謝料

- ・地域生活利益の喪失による有形無形の損害と精神的苦痛

##### （2）故郷喪失慰謝料の内容分析の深化

【保護法益】「包括的生活利益としての平穏生活権」の中核である「地域生活利益」

【故郷の喪失】「地域生活利益」の要素をなす「自然環境的条件」と「社会環境的条件」には、「経済的側面」と「精神的側面」がある。これらが「総体として、地域における住民の生活を支える基盤」となっていたところ、放射能汚染と避難によって「解体」され、侵害された。

【解除後の被害継続】仮に帰還しても、地域社会が大きく変容してしまったことによる被害が継続する。

### 判決の欠陥と矛盾

#### 1 優れた総論分析に反する低額の慰謝料算定

- ① 避難（継続）慰謝料の月額10万円という算定と、終期を平成30年3月（85ヶ月分）とする損害評価を理由なく肯定。緊急時避難準備区域については、さらに減額。
- ② 帰還困難区域における避難慰謝料の終期を、①と同じ平成30年3月としたことの不均衡・不合理性。

- ③ 故郷喪失慰謝料を、帰還困難区域でさえ 600 万円とし、さらに居住制限区域・解除準備区域を僅か 100 万円、緊急時避難準備区域は 50 万円と認定したことの不均衡・不合理性。

## 2 指針の裁判規範化—「指針に薄く上乗せ」による行政追従

### 展望—矛盾の指摘と克服

#### 1 両立しない「二面的」内容

- ・これらの「優れた損害分析」と「損害算定の欠陥」は両立しない。正しい損害分析に見合った損害評価を得ることで、この矛盾を解消することが今後の課題。

#### 2 欠点の克服と活用

- ・この判決に内在する矛盾・欠陥を克服することで、判決の優れた損害分析を生かし、今後の完全な司法的救済の基礎にし得る。

### 上告審における東電の主張

#### 1 形成されつつある被害救済の枠組み

- ・各地の訴訟において、「指針による既払い金に、一律の追加支払いを命じる判決」が重なっている（＝「指針の見直し」）。
- ・追加されるべき金額（認容額）の水準は、それぞれの主張・立証を通じて、今も形成（せめぎ合い）の途上。

#### 2 東電の「悲願」

- ・なんとしても、「一律の追加支払い」を阻止したい。そのための「なりふり構わない主張」と、「千葉（元最高裁判事）意見書」。
- その内容は、
  - ① 大半の被害者は指針の水準に満足している（訴訟を起こす人は少数）
  - ② 指針の水準は「十二分」。原賠審は、訴訟の頻発による司法のパンクを防止するため、「司法救済スキーム」を採用した。
  - ③ 「故郷」は、ノスタルジーか主観的利益に過ぎない曖昧なものであり、法的な保護に値する利益ではない。
  - ④ 訴訟外での支払いは「過払い」であるから、これを訴訟上の弁済に充当する。
  - ⑤ 財産的損害を賠償すれば、生活基盤の再築により、精神的損害が解消する。慰謝料の「補完的・調整的機能」。
- ・このような詭弁・強弁を用いて、最高裁による「統一的判断」として、原判決を破棄・自判し、「原告の請求棄却」を言い渡すよう要求。万が一にも、この要求を許してはならない。

以上